令和８年（フ）第１５７号
千葉県八街市八街に49番地12
債務者　塩野由美子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２６４号
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地766　さがみハイツＢ103号、受任通知時の住所北海道紋別郡興部町秋里763－１
債務者　相馬　　哲
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２９８号
千葉県四街道市鹿渡933番地336　サンローズ205、前住所千葉県茂原市早野1463番地４早野アパートＡ－２、前々住所千葉市稲毛区緑町１丁目25番１号マルサン西千葉ビル405号
債務者　下里　唯愛（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第３０８号
千葉県印西市小林2182番地１　ｃｒｅｎｔｏＥ、前住所千葉県千葉市花見川区長作台２丁目25番19号
債務者　雨宮　優花（旧姓三枝）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第９６号
千葉県茂原市小林2548番地１　ロワジール105号
債務者　大谷　　陸
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第９９号
千葉県勝浦市墨名486番地９
債務者　谷津　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
千葉県木更津市桜井新町１丁目８番地８　ＴアンドＭ202、前住所千葉県木更津市朝日３丁目６番５号　204号室
債務者　西尾　卓哉
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第７９３号
川崎市多摩区菅北浦２丁目18番10号　サンフォーレスト　202
債務者　坂元　詩織
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３４２号
新潟市南区大通南４丁目5378番地15
債務者　平林　敬三
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１１号
新潟市秋葉区程島105番地20　グリーンハイツ程島１－２号
債務者　知野　　学
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４８号
山梨県中央市西新居１番地116　グローリオ西新居204、前住所山梨県富士吉田市新西原４丁目12番２号　メゾン・ド・モンパン203号室
債務者　渡邊　美紅
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第２０５号
長野市上野２丁目1165番地
債務者　落合　義博
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１１号
長野県塩尻市大字広丘吉田10番地２　フォーブルてづかＣ101
債務者　柳沢ふみ代
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１５号
長野県塩尻市大門一番町４番12号　プラザ・ドゥメラＢ106
債務者　齊藤佐登司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３４４号
岐阜県各務原市那加前野町３丁目39番地（コーポ前野　208）、前住所岐阜県各務原市蘇原新栄町１丁目19番地（アメニティボックス311）
債務者　西田　博基
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１１９号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野1810番地10、前住所岐阜県揖斐郡池田町八幡1305番地
債務者　柴田ミツオことラクエ・シバタ・エリック・ミツオことＲＡＫＵＥ　ＳＨＩＢＡＴＡ　ＥＲＩＣ　ＭＩＴＳＵＯ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１２１号
岐阜県大垣市東町１丁目90番地６、前住所岐阜県大垣市羽衣町１丁目10番地４
債務者　大橋　明衣
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係